



2025年2月19日

各 位

会 社 名 株式会社マーキュリアホールディングス
代表者名 代 表 取 締 役 豊島 俊弘
(コード番号：7347 東証プライム)
問合せ先 執行役員 経営管理統括 滝川 祐介
(TEL. 03-3500-9870)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、本日開催の取締役会において、本年3月25日開催予定の当社第4回定時株主総会における承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。また、これに伴い、本年3月25日開催予定の当社第4回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することで経営の意思決定を迅速化し、中長期的な企業価値の向上を図るという観点から、本年3月25日開催予定の当社第4回定時株主総会における承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第34条として新設等するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年3月25日(火)(予定)
定款変更の効力発生日	2025年3月25日(火)(予定)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 <条文省略></p> <p>第 4 条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第 5 条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 <現行どおり></p> <p>第 4 条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 <削除> 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人 <p>第 5 条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 <条文省略></p> <p><u>第 7 条 (自己株式の取得)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 <現行どおり></p> <p><削除></p>
<p>第 8 条～第 11 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p>第 7 条～第 10 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
<p>第 12 条～第 17 条 <条文省略></p>	<p>第 11 条～第 16 条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>第 18 条 (定 員)</p> <p>当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p><新設></p>	<p>第 17 条 (定 員)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10 名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>

第 19 条 (取締役の選任)

1. 取締役は、株主総会の決議をもって選任する。
2. <条文省略>
3. <条文省略>

第 20 条 (任 期)

1. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とする。
<新設>

<新設>

<新設>

第 21 条 (代表取締役・役付取締役)

1. 取締役会は、その決議をもって代表取締役 1 名以上を選定する。

第 18 条 (取締役の選任)

1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって選任する。
2. <現行どおり>
3. <現行どおり>

第 19 条 (任 期)

1. 取締役の任期 (監査等委員である取締役を除く。) は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
<削除>

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 20 条 (代表取締役・役付取締役)

1. 取締役会は、その決議をもって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から代表取締役 1

<p>2. 取締役会は、その決議をもって、役付取締役1名以上を選任することができる。</p> <p>第22条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第23条（取締役会）</p> <p>1. <条文省略> 2. <条文省略> <新設></p> <p>第24条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>1. <条文省略> 2. 取締役会を招集する者は、取締役会の日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。なお、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第25条（取締役会の決議の方法）</p> <p>1. <条文省略> 2. 前項に定める場合のほか、会社法</p>	<p>名以上を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>役付取締役1名以上を選任することができる。</p> <p>第21条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第22条（<u>取締役会の権限及び重要な業務執行の決定の委任</u>）</p> <p>1. <現行どおり> 2. <現行どおり> 3. <u>前項の規定にかかわらず、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第23条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>1. <現行どおり> 2. 取締役会を招集する者は、取締役会の日の3日前までに、各取締役に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。なお、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第24条（取締役会の決議の方法）</p> <p>1. <現行どおり> 2. 前項に定める場合のほか、会社法</p>
---	---

<p><u>2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 28 条第 2 項の規定を準用する。</u></p> <p><u>3. 第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>第 32 条 (監査役の報酬等)</u></p> <p><u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第 33 条 (監査役会の招集)</u></p> <p><u>1. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第 34 条 (監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>第 35 条 (監査役の責任免除等)</u></p> <p><u>1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p><削除></p>

<p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>第 26 条（常勤監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>第 27 条（監査等委員会の招集）</u> 1. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 28 条（監査等委員会の決議の方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第 29 条（監査等委員会規則）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
---	---

第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 36 条～第 37 条 <条文省略>	第 30 条～第 31 条 <現行どおり>
第 38 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬は、代表取締役が 監査役会の同意を得て定める。	第 32 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬は、代表取締役が 監査等委員会の同意を得て定める。
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 39 条 <条文省略>	第 33 条 <現行どおり>
<新設>	第 34 条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項につい ては、法令に別段の定めがある場合を 除き、取締役会の決議によって定める ことができる。
第 40 条 (剰余金の配当及び中間配当金の支 払)	第 35 条 (剰余金の配当の基準日)
1. 当社は、株主総会の決議により、 毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿 に記載または記録された株主また は登録株式質権者に対して、剰余 金の配当をすることができる。	1. 当社の期末配当の基準日は、毎 年 12 月 31 日とする。
2. 当社は、一事業年度の途中にお いて一回に限り、取締役会の決議 により、毎年 6 月 30 日の最終の株 主名簿に記載または記録された株 主または登録株式質権者に対し て、剰余金の配当をすることがで きる。	2. 当社の中間配当の基準日は、毎 年 6 月 30 日とする。
<新設>	3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰 余金の配当をすることができる。
3. 剰余金の配当は、その支払開始の 日から満 3 年を経過してもなお受 領されないときは、当社はその 支払義務を免れるものとする。	<変更案第 36 条へ移設>

<p><現行第 40 条第 3 項から移設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>第 36 条 (剰余金の配当金の除斥期間)</u></p> <p>剰余金の配当は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当会社は、監査役 (監査役であった者を含む。) の第 4 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
---	--